

へき地医療拠点病院設備整備費補助金交付要綱

(通則)

第1 へき地医療拠点病院設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、山村、辺地等の医療に恵まれない地域住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院の医療機械等を整備し、診療機能等の充実強化を図るとともに、無医地区等地域住民の医療の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3 「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器及び巡回診療車の整備事業とする。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
医療機器整備事業	1か所当たり 54,000千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費（1品につき500,000円以上のものに限る。）
歯科医療機器等整備費	1か所当たり 27,000千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費（1品につき100,000円以上のものに限る。）
巡回診療車整備事業	1か所当たり 1,400千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費

(交付申請)

第5 補助金の交付を申請しようとするときは、別紙様式1による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の方法)

第6 この補助金は、事業完了後精算払とする。

(実績報告)

第7 補助金の事業実績報告書は、事業完了後1か月以内又は、翌年度4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式4による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(交付条件)

第8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、別紙様式2により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容(車種又は機種等)(ただし、軽微な変更を除く。)を変更する場合には、別紙様式2により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式3により知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が市町村の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が市町村以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号

の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式5により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(その他)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については知事が定めるものとする。

附 則

この一部改正は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。